



公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

1 日時及び会場

別表のとおりとします。

2 講習対象者

消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。

ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般（その他）講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

3 講習科目及び科目ごとの講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
 (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 受講手続

(1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

(2) 手数料

手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付してください。

(3) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2
 社団法人長野県危険物安全協会
 電話 026-235-2790

5 その他

- (1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。
 (2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。
 (3) この申請書によって収集する個人情報、危険物取扱者保安講習の実施及び危険物取扱者免状の写真書換期限のお知らせのために利用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には利用いたしません。

(別表) (1、4関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間		
		給油取扱所講習	一般（その他）講習			
平成22年	8月6日（金）	飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30～9:00	受付時間 12:30～13:00	平成22年6月14日（月）～7月2日（金）	
	8月11日（水）	上田市 上田創造館	講習時間 9:00～12:00	講習時間 13:00～16:00		
	8月20日（金）	佐久市 佐久合同庁舎				
	8月24日（火）	松本市 松本勤労者福祉センター				
	9月8日（水）	木曾郡木曾町 木曾文化公園				
	9月14日（火）	諏訪市 諏訪合同庁舎				
	9月16日（木）	長野市 長野県自治会館				
	10月7日（木）	大町市 さんぽ大町				平成22年8月25日（水）～9月10日（金）
	10月15日（金）	中野市 北信合同庁舎				
	10月21日（木）	伊那市 長野県伊那文化会館				
	10月26日（火）	松本市 松本勤労者福祉センター				
	10月29日（金）	長野市 長野県自治会館				

消防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成22年5月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カントリーフォーク 田園
- 代表者の氏名
木下 眞 實
- 主たる事務所の所在地
飯田市長野原131番地9
- 定款に記載された目的

本会は、地域の人々が高齢者や障害者の隔てなく、お互いに尊重しあい、誰もが地域でその人らしい生活が出来るように福祉、介護事業等を行い、人々の生きがいを増進させ地域の活性化、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツリゾートすがだいら
- 3 代表者の氏名
丸 山 進
- 4 主たる事務所の所在地
上田市菅平高原1223番地1751
- 5 定款に記載された目的

この法人は、菅平高原地域で培われてきたスポーツを中心とした文化を再認識し、スポーツを中心に育んできた地域文化の未来への展開を図るために、スポーツ指導者の育成サポート事業及び、菅平高原地域の人々及び菅平高原来訪者を対象に、スポーツの楽しさと感動を提供する事業やスポーツを通じた子どもの健全育成と高齢者の生涯スポーツを提供する事業を行う。併せて、高原地域独特の文化を活用した事業を行うことにより、菅平高原全体の活性化に寄与する事を目的とする。また、企業・団体や各地域のスポーツ保養地として連携を図ることで、新たな人的交流を産み出すとともに、当該地域における緊急災害時の救援受入体制も整備することで、広域連携による健全で豊かな地域社会づくりを目指すこととする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どんぐり向方塾
- 3 代表者の氏名
中 野 昌 俊

- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡天龍村神原3974番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちのために豊かな自然環境と中高年者の知恵と技術を活用して、子ども達一人ひとりに存在感があり、真心と人への思いやりを大切に、且つ正義と信頼を持って、個々の人間性を高めて人間らしく生きることの実現を目指し、人間としての尊厳・人間性を重視した子どもの健全な育成と子どもと高齢者の生きがい作りに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・長野
- 3 代表者の氏名
荒 木 武 貴
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀上千歳町1120-17
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内に在住する知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という）が、様々なオリンピック競技種目に準じた日常のスポーツトレーニングや競技会、レクリエーションに年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や他のアスリート、ボランティア、そして地域の人々と才能・技能・友情を分かち合うことで、共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。そして事業を継続的に提供しながら、長野県全域に拡大するものとする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
地方税電子申告審査システム機器 一式（設置、設定の支援作業、保守、撤去を含みます。）
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年1月1日から平成27年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課
電話 026 (235) 7052

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月21日（月） 午後2時
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年7月22日（木） 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成22年7月21日（水） 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県総務部税務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Leasing a package of the Computer system for e-file service: including installation, setup support, maintenance, and removal
- (2) Lease Duration:
From January 1,2011 until December 31,2015
- (3) Delivery place:
Taxation Division General Affairs Department of Nagano Prefecture 692-2 Habashita Minami-nagano Nagano City
- (4) Contact for information about the tender;description / conditions / and other Inquiries:
Taxation Division,General Affairs Department of Nagano Prefecture
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City(380-8570)
TEL:026-235-7052(Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 2:00PM July 22,2010
Place: PC Training Room,Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00PM July 21,2010
Place:Taxation Division,General Affairs Department 380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ上田中央店
上田市中央6-40-10 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社はなふじ	佐藤 富士雄	上田市常田2-18-5

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社はなふじ	佐藤 富士雄	上田市常田2-18-5
有限会社御菓子所花岡	花岡 利夫	東御市田中557

- 変更した年月日
平成22年6月1日
- 届出年月日
平成22年5月27日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成22年6月10日から平成22年10月12日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から夏期一時金を2ヶ月分+10,000円とすること（パート・臨時も同様）等の要求に関して、平成22年6月11日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

労働雇用課

公告

技術専門校の平成22年度の短期課程訓練生を次のとおり募集します。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

名称及び所在地	訓練職種 (訓練科)	訓練期間	入校時期	募集人員
長野県岡谷技術専門校 岡谷市神明町 2-1-36 (〒394-0004) 電話 0266 (22) 2165	電子制御科	6月	10月	10
長野県伊那技術専門校 上伊那郡南箕輪村 8304-190 (〒399-4511) 電話 0265 (72) 2464	機械科 パソコン活用科			10
長野県佐久技術専門校 佐久市高柳346-4 (〒385-0042) 電話 0267 (62) 0549	NC機械システム科 CAD/CAMシステム科 コンピュータシステム科			10

2 出願資格

職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者

3 出願手続

(1) 提出書類 入校願

(2) 受付期間

受付期間は平成22年7月30日（金）から8月19日（木）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。郵送による場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 提出先

入校しようとする技術専門校又は公共職業安定所

(4) 受験票の交付

ア 入校願を受理したときは、受験票を交付します。

イ 受験票は、試験当日必ず持参してください。

4 入校者の選考方法

職業適性検査及び人物考査

5 選考の期日及び場所

(1) 期日 平成22年8月27日（金）

(2) 場所 入校しようとする技術専門校

6 合格者の発表

合格者の発表は平成22年9月3日(金)とし、選考を行った技術専門校に掲示して行くほか、合格者に通知します。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による開示請求はできませんので、受験者本人が開示を行う場所に直接おいでください。

(1) 開示請求できる試験結果

科目別得点、総合得点、順位及び適性検査結果

(2) 開示する期間

合否発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

受験した技術専門校

(4) 必要書類

本人であることを証明できる書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)を持参してください。

8 その他

(1) 入校願等の用紙の請求及び出願についての問い合わせは、技術専門校又は公共職業安定所に行ってください。郵便により入校願等の用紙を請求する場合は、入校しようとする技術専門校に問い合わせてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(3) 入校予定者が定員に満たなかった場合は、一般入校選考による第2次募集を行うことがあります。

人材育成課

公告

平成22年6月3日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年6月3日、安曇野市穂高・穂高土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年6月3日、中野市長丘平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成22年6月3日、中信平土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成22年6月10日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月10日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務

(2) 役務の特質

長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務

(3) 履行期間

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

佐久市跡部65-1

長野県佐久合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 過去に5階建て以上の建物において空調設備の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 冷温水発生機、冷温水ポンプ、空気調和機、ファンコイルユニット、送風機、排風機及び自動制御監視盤について、すべてを一括して保守点検業務を誠実に履行した実績(その一部についてメーカー等から技術員派遣を受けた場合を含む。)を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市跡部65-1
長野県佐久地方事務所 地域政策課
電話 0267(63)3131
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年6月25日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 共済ホール
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年6月18日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

小諸市高峯土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年6月10日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

理事

新任

氏名	住所
中 込 一 雄	小諸市大字菱平1777番地
中 屋 猛 司	小諸市大字菱平1352番地3
漆 原 光 春	小諸市大字菱平1723番地1
大 池 廣 美	小諸市大字菱平2830番地
土 屋 和	小諸市大字西原352番地6
清 水 二三夫	小諸市大字滝原286番地3
小 林 豊	小諸市大字諸29番地12
相 場 秀 人	小諸市大字滝原718番地
白 鳥 千 明	小諸市大字滝原669番地

重任

氏名	住所
土 屋 勲	小諸市大字菱平2062番地1

退任

氏名	住所
原 田 義 政	小諸市大字菱平1371番地
斉 藤 民 夫	小諸市大字菱平946番地1
依 田 孝 雄	小諸市大字菱平1683番地7
土 屋 鬼久雄	小諸市大字菱平3275番地
土 屋 了	小諸市大字西原405番地
白 鳥 十七義	小諸市大字西原626番地2
柳 沢 章 雄	小諸市大字滝原899番地
白 鳥 貞 吉	小諸市大字滝原220番地1
小 林 良 一	小諸市大字滝原992番地
小 林 道 明	小諸市大字諸552番地

監事

新任

氏名	住所
櫻 井 昌 行	小諸市大字菱平2069番地2
小 林 太喜男	小諸市大字諸451番地5
土 屋 直 利	小諸市大字西原982番地
小 林 良 一	小諸市大字滝原992番地

退任

氏名	住所
土 屋 公 輝	小諸市大字西原919番地1
小 林 豊	小諸市大字諸29番地12
依 田 農 夫	小諸市大字菱平1757番地

農地整備課

公告

川西地区土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年6月10日

長野県上小地方事務所長 堀内良人

理事

新任

氏名	住所
小山 榮夫	上田市浦野97番地5
関 昭二	上田市下室賀2127番地
西山 金治	上田市上室賀2310番地
岸田 昌宣	上田市小泉46番地
赤羽 勇助	上田市小泉432番地
金井 勇一	上田市吉田239番地
福澤 正	上田市福田430番地

重任

氏名	住所
高山 公男	上田市仁古田1636番地
宮下 幸夫	上田市越戸405番地1
田中 仙吉	上田市岡301番地1
朝川 忠信	小県郡青木村大字当郷99番地1

退任

氏名	住所
大井 忠	上田市浦野55番地4
山崎 繁昭	上田市下室賀1517番地
西沢 良信	上田市上室賀1131番地
成沢 正意	上田市小泉770番地4
志摩 謙治	上田市小泉1398番地
西川 善和	上田市吉田105番地
小林 良一	上田市福田35番地5

監事

新任

氏名	住所
増田 宗彦	上田市小泉1740番地1
南波 伸亮	上田市下室賀151番地
宮原 昭一	上田市越戸442番地ロ

退任

氏名	住所
林 昭宣	上田市浦野335番地
南波 文夫	上田市下室賀174番地
赤羽 昌仁	上田市小泉1959番地

農地整備課

公告

伊那市春富土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年6月10日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

理事

新任

氏名	住所
----	----

奥村 徳一	伊那市東春近1843番地1
加藤 正光	伊那市東春近2579番地
高見 親久	伊那市東春近3913番地
酒井 勉	伊那市東春近3606番地
酒井 昌夫己	伊那市東春近8276番地2
春日 正策	伊那市富県4567番地
守谷 勇一	伊那市富県5305番地1
伊藤 英機	伊那市富県8182番地3
戸田 秀樹	伊那市富県9621番地

重任

氏名	住所
井上 敏寛	伊那市東春近105番地
井上 富男	伊那市東春近1773番地
酒井 勝	伊那市東春近4380番地
織井 秀夫	伊那市東春近9195番地1
中村 憲雄	伊那市富県6714番地
吉澤 吉門	伊那市富県8108番地

退任

氏名	住所
三沢 満男	伊那市東春近2090番地1
安藤 由則	伊那市東春近2631番地
鳥原 正憲	伊那市東春近3834番地
唐澤 敏夫	伊那市東春近3717番地
小池 薫	伊那市東春近8266番地
桜井 薫	伊那市富県4722番地
中原 芳信	伊那市富県5742番地
橋爪 弘	伊那市富県7227番地
池上 良治	伊那市富県9938番地

監事

新任

氏名	住所
井上 博司	伊那市東春近151番地
長谷川 一夫	伊那市東春近7339番地6
田畑 久登	伊那市富県8058番地1

退任

氏名	住所
小松 彰一	伊那市東春近2121番地
河野 久雄	伊那市東春近3825番地
桜井 春美	伊那市富県4717番地

農地整備課

公告

駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年6月10日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

理事

新任

氏名	住所
竹村 豊平	駒ヶ根市中沢2831番地
寺平 傳	駒ヶ根市中沢2527番地

下 島 一 穂 駒ヶ根市中沢12227番地
 宮 沢 秀 一 駒ヶ根市下平3443番地 1
 重 任

氏 名	住 所
伊 藤 和 正	駒ヶ根市東伊那636番地口
北 原 正 一	駒ヶ根市中沢3440番地 3
滝 沢 好 雄	駒ヶ根市東伊那2760番地

退 任
 氏 名 住 所
 下 島 健 治 駒ヶ根市中沢12648番地
 山 口 久 人 駒ヶ根市中沢1827番地 2
 山 本 修 駒ヶ根市中沢2528番地
 原 普 一 駒ヶ根市下平1260番地

監 事

新 任
 氏 名 住 所
 五 味 明 巳 駒ヶ根市中沢12150番地 1
 小 出 文 雄 駒ヶ根市下平1334番地 2
 春 日 勘 衛 駒ヶ根市東伊那691番地
 木 下 孝 駒ヶ根市中沢3648番地 2
 山 本 修 駒ヶ根市中沢2528番地

退 任
 氏 名 住 所
 松 崎 勝 彦 駒ヶ根市東伊那306番地
 北 原 清 治 駒ヶ根市中沢11994番地
 林 孝 夫 駒ヶ根市中沢3535番地
 所 河 寿 一 駒ヶ根市中沢2844番地
 北 村 義 夫 駒ヶ根市下平3531番地

農地整備課

公 告

安曇野市穂高・穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成22年6月10日

長野県松本地方事務所長 原 隆 文

理 事

新 任
 氏 名 住 所
 三 澤 正 文 安曇野市穂高有明2384番地 5
 小 野 雅 敏 安曇野市穂高有明4827番地 3
 小 川 千 秋 安曇野市穂高6008番地 1
 胡 桃 淳 安曇野市穂高有明4840番地 1
 会 田 義 昭 安曇野市穂高有明4088番地 4
 小 福 基 文 安曇野市穂高有明26番地

退 任
 氏 名 住 所
 胡 桃 隆 雄 安曇野市穂高有明4840番地 1
 石 川 鎮 生 安曇野市穂高有明499番地 4
 胡 桃 元 三 安曇野市穂高有明5087番地 3
 巾 嶋 真 司 安曇野市穂高有明8063番地 5
 柴 田 公 利 安曇野市穂高5655番地 2

金 森 清 晴 安曇野市穂高有明10036番地 2
 監 事

新 任
 氏 名 住 所
 降 籬 直 道 安曇野市穂高有明38番地 1
 金 森 清 晴 安曇野市穂高有明10036番地 2

重 任
 氏 名 住 所
 三 沢 正 和 安曇野市穂高有明903番地

退 任
 氏 名 住 所
 赤 羽 章 安曇野市穂高有明131番地
 会 田 初 男 安曇野市穂高有明4087番地 2

農地整備課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年6月10日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

- 1 (1) 許可番号 平成22年1月27日
長野県佐久地方事務所指令21佐地建第21-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分字児玉堰西66-22
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県名古屋市中村区草薙町2-69-4
和仁商事株式会社 代表取締役 和 仁 隆 幸
- 2 (1) 許可番号 平成22年4月20日
長野県佐久地方事務所指令22佐地建第10-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字筒井717-17
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町大字長倉9-108
株式会社クリエイト軽井沢
代表取締役 大 石 成 人

建築指導課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年6月10日

長野県上伊那地方事務所長 市 川 武 二

- 1 許可番号 平成22年1月27日
長野県上伊那地方事務所指令21上伊地建第11-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡南箕輪村字春日道東2628-1、2629-1、2629-2、2630-

1、2640-6、2640-8、2640-12、2640-13

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水4501-1

株式会社コメリ 代表取締役 榎 雄一郎

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年6月10日

長野県松本地方事務所長 原 隆 文

1 (1) 許可番号 平成21年12月28日

長野県松本地方事務所指令21松地建第30-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家3617-3、3617-4の内、3617-5の内、3617-10の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科4270-6

株式会社あづみ野開発 代表取締役 手塚 博也

2 (1) 許可番号 平成22年2月12日

長野県指令21建指第6-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字堀ノ内字家裏245-3、246-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市塩尻町339-9(2F) 米窪 和彦

3 (1) 許可番号 平成22年3月26日

長野県松本地方事務所指令21松地建第30-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科4438-6、4438-7、4438-8、4438-9、4438-10

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科4444-5 竹内 美果

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年6月10日

長野県長野地方事務所長 小林 守 夫

1 (1) 許可番号 平成22年2月2日

長野県長野地方事務所指令21長地建第11-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字郷原186-1、186-2の内、186-3、186-5、186-6、186-8、186-9、187-11の内、187-12、187-13

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂851

須坂土建工業株式会社 代表取締役 山崎 覺道

2 (1) 許可番号 平成22年3月26日

長野県長野地方事務所指令21長地建第11-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字高梨字割目294-1の内、294-2の内、295-1の内、295-3の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字村山237 小 平 昇

3 (1) 許可番号 平成22年3月26日

長野県長野地方事務所指令21長地建第11-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小山字助四郎2489-1の内、2490-7、2493-8、2500-5、2500-16、2500-21、2500-25、2500-30、2500-32、2500-32先

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市上高田1296

株式会社ホンダカーズ長野中央

代表取締役 増 田 勝

4 (1) 許可番号 平成22年5月22日

長野県指令21建指第7-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中原上原176-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡高山村大字高井2202-4 篠原 勝太

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年6月10日

長野県北信地方事務所長 窪 田 修 治

1 許可番号 平成22年1月20日

長野県北信地方事務所指令21北信地建第8-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字長丁1148-1、1148-2、1148-3、1148-4、1149-1、1149-2、1149-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1185-3

株式会社信ナカビーエスセンター

代表取締役 荻原 大輔

建築指導課